配　布　資　料　一　覧

１　俸給関係（給与法等の改正を踏まえた人事院規則及び事務総長通知等の一部改正等について）･･(1)

⑴　人事院規則

①　人事院規則９―８―９３（人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）･･･(3)

②　人事院規則９―１５２（令和６年改正法附則第２条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）･･･････････････････････(6)

⑵　事務総長通知

・　給実甲第１３３１号（給実甲第２８号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部改正について）･･･(8)

⑶　参考資料

・　人事院規則９―１５２（令和６年改正法附則第２条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）について･････････････(10)

２　手当関係（給与法の改正を踏まえた人事院規則及び事務総長通知等の一部改正等について）

⑴　人事院規則

①　人事院規則９―１―２６（人事院規則９―１（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則）･･･(11)

②　人事院規則９―１７―１７１（人事院規則９―１７（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）･･･(13)

③　人事院規則９―３４―３３（人事院規則９―３４（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則）･･･(17)

④　人事院規則９―４０―６２（人事院規則９―４０（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則）･･･(21)

⑵　事務総長通知

・　給実甲第１３３２号（給実甲第２２０号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部改正について）･･･(36)

⑶　課長通知

・　「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）･･･(41)

⑷　事務連絡

・　人事院規則９―６（俸給の調整額）の調整基本額について･･････････････････････(42)

⑸　参考資料
①　給与法改正に伴う委員、顧問、参与等の手当額の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(43)
②　給与法改正に伴う初任給調整手当の改定額一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(44)
③　期末手当及び勤勉手当の期別支給月数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(45)
④　勤勉手当に係る成績率・・(46)

３　その他
⑴　人事院規則
・　人事院規則１―４―３１（人事院規則１―４（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(47)

４　支給関係（給与法等の施行に伴う給与第二課長通知の制定について）
⑴　課長通知
・　給２―１３８（給与法等の改正に伴う差額の支給等について）・・・・・・・・・・・・・・・・・(49)

⑵　参考資料
・　令和６年４月１日以降に係る給与を減額された職員の俸給月額等が給与法等に基づき改定された場合の例・・・(51)

５　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱・・・・・・・・・・・・・・・(52)

給与法等の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等について
＜給与第二課関係＞

１．給与法等一部改正法の成立に伴う人事院規則の改正等

（１）人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正

（規則：Ｐ３～５）

俸給表の備考で総合職試験（大卒程度）採用者の初任給に係る別途の額を設ける規定を廃止することに伴い、当該規定の適用を受ける職員が降格した場合の降格後の号俸を定める規定を削除する改正を行う。

（２）人事院規則９―１５２（令和６年改正法附則第２条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の制定

（規則：Ｐ６～７、参考資料：Ｐ10）

令和６年改正法附則第２条の規定に基づき、適用日（令和６年４月１日）前から任期付職員法第７条第３項の規定により最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員について、適用日における俸給月額を俸給表改定に対応した額に決定するための切替え規定を置く。

（３）人事院規則１―４（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正

（規則：Ｐ47～48）

俸給表の備考で総合職試験（大卒程度）採用者の初任給に係る別途の額を設ける規定を廃止することに伴い、当該規定の適用を受ける職員を定める人事院規則９―９９（給与法別表第１イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員）を廃止する改正を行う。

【ハネ改正】
［給実甲第２８号別表関係］

２．支給

給２―１３８（給与法等の改正に伴う差額の支給等について）

（課長通知：Ｐ49～50、参考資料：Ｐ51）

給与法等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき令和６年４月１日に遡及して支給される給与と改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給する際の留意事項等について、給与第二課長通知を発出する。

３．実施時期

・公布日及び発出日：　令和６年 12 月 25 日
・施行日　　：　令和６年 12 月 25 日

以　　上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―八―九三

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第七の二　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）	別表第七の二　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）
イ～タ　（略）	イ～タ　（略）
備考	備考

これらの表の降格後の号俸欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。 （削る）	1　これらの表の降格後の号俸欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。 2　給与法別表第一イの備考㈡、別表第三の備考㈡又は別表第四イの備考㈡若しくはロの備考㈡の規定の適用を受ける職員の降格後の号俸は、イの表、ニの表、ホの表又はへの表の降格後の号俸欄に定める号俸にかかわらず、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の額の号俸とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一八の規定は、令和六年四月一日から

適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―一五二

令和六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え

令和六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、その者の適用日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

適用日の前日における俸給月額	新俸給月額
円	円
960,000	988,000
1,081,000	1,112,000
1,178,000	1,191,000

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

給実甲第１３３１号

令和６年１２月２５日

各府省事務次官
各外局の長　殿

人事院事務総長

給実甲第２８号の一部改正について（通知）

給実甲第２８号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、令和６年１２月２５日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（削る）	別表関係 別表第１イの備考(二)、別表第２の備考(二)、別表第３の備考(二)並びに別表第４イの備考(二)及びロの備考(二)の規定の適用を受ける職員については、人事院規則９―９９（給与法別表第１イの備考(二)等の規定の適用を受ける職員）の定めるところによる。

以　　上

人事院規則９―１５２（令和６年改正法附則第２条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）について

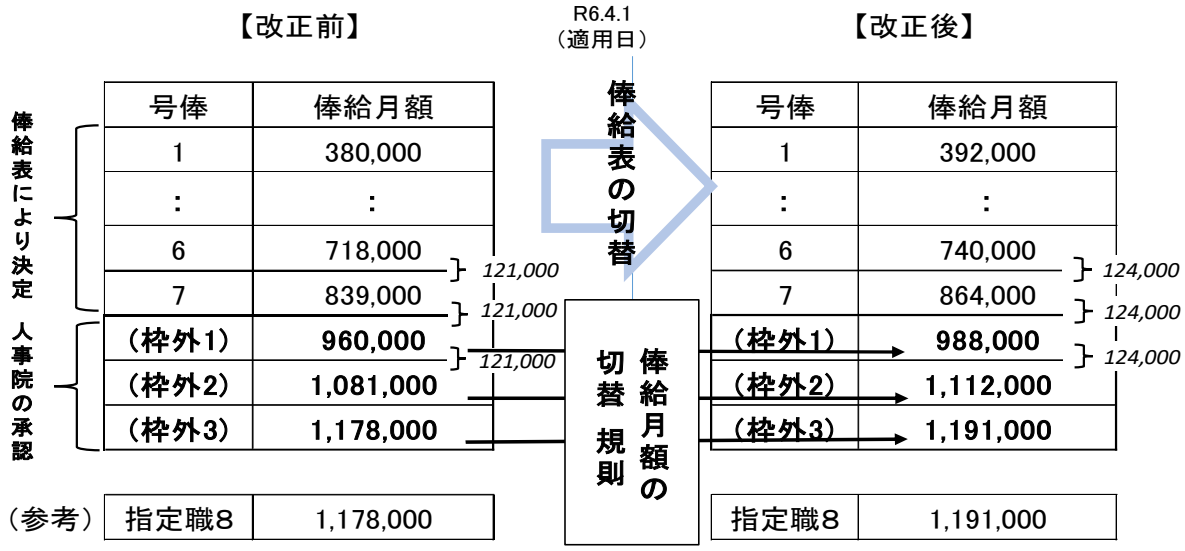

（例）

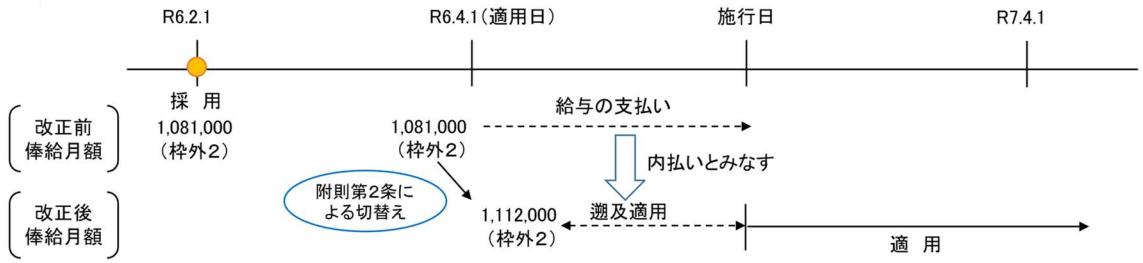

（参照条文）

○　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

（給与に関する特例）

第七条

１～２　略

３　各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。

○　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（案）

附　則

（適用日における特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和六年四月一日（以下この条において「適用日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び第一条改正後給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―一―二六

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千八百円未満の額であ	第二条　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千五百円未満の額であ

るときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

るときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。	るときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―一七―一七一

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第二条関係） 一　行政職俸給表(一) 職務の級　区　分　俸給の特別調整額 （略）　（略）　（略）	別表第二（第二条関係） 一　行政職俸給表(一) 職務の級　区　分　俸給の特別調整額 （略）　（略）　（略）

8　級	一　種	117,500円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二　専門行政職俸給表

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
6　級	一　種	117,500円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

三　税務職俸給表

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
8　級	一　種	119,700円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

四　公安職俸給表㈠

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
9　級	一　種	119,700円

8　級	一　種	117,100円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二　専門行政職俸給表

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
6　級	一　種	117,100円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

三　税務職俸給表

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
8　級	一　種	119,100円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

四　公安職俸給表㈠

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
9　級	一　種	119,100円

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

五　公安職俸給表㈡

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
8　級	一　種	119,700円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

六　海事職俸給表㈠

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
7　級	一　種	131,900円
	（略）	（略）
6　級	一　種	124,300円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

七～十三　（略）

備考　（略）

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

五　公安職俸給表㈡

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
（略）	（略）	（略）
8　級	一　種	119,100円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

六　海事職俸給表㈠

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
7　級	一　種	130,100円
	（略）	（略）
6　級	一　種	123,100円
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

七～十三　（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一七の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―三四―三三

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

職員の区分 ＼ 期間の区分	１項職員					２項職員	３項職員
	１種	２種	３種	４種	５種		
	円	円	円	円	円	円	円
１年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
１年以上２年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
２年以上３年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
３年以上４年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
４年以上５年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
５年以上６年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	90,000
６年以上７年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	80,000
７年以上８年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	60,000
８年以上９年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	40,000
９年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	20,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２　この表において、「１項職員」とは第２条第１項の官職を占める職員を、「２項職員」とは同条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

３　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の官職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の官職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の官職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の官職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分＼職員の区分	２項職員	３項職員
	円	円
1　年未満	36,100	70,000
1　年以上　2　年未満	36,100	70,000
2　年以上　3　年未満	36,100	70,000
3　年以上　4　年未満	36,100	70,000
4　年以上　5　年未満	36,100	70,000
5　年以上　6　年未満	36,100	63,000
6　年以上　7　年未満	34,900	56,000
7　年以上　8　年未満	33,600	42,000
8　年以上　9　年未満	32,300	28,000
9　年以上　10　年未満	31,100	14,000
10　年以上　11　年未満	29,800	
11　年以上　12　年未満	28,600	
12　年以上　13　年未満	27,300	
13　年以上　14　年未満	26,000	
14　年以上　15　年未満	25,100	
15　年以上　16　年未満	24,100	
16　年以上　17　年未満	23,100	
17　年以上　18　年未満	22,100	
18　年以上　19　年未満	21,100	
19　年以上　20　年未満	20,200	
20　年以上　21　年未満	19,200	
21　年以上　22　年未満	18,800	
22　年以上　23　年未満	18,300	
23　年以上　24　年未満	17,600	
24　年以上　25　年未満	17,200	
25　年以上　26　年未満	16,800	
26　年以上　27　年未満	16,400	
27　年以上　28　年未満	16,000	
28　年以上　29　年未満	15,400	
29　年以上　30　年未満	15,200	
30　年以上　31　年未満	14,900	
31　年以上　32　年未満	14,500	
32　年以上　33　年未満	13,900	
33　年以上　34　年未満	13,200	
34　年以上　35　年未満	12,700	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「２項職員」とは第２条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―四〇―六二

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第十三条　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に	（勤勉手当の成績率） 第十三条　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に

応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百二十一・五以上百分の二百五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十五・五以上百分の二百四十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十六・五以上百分の二百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十・五以上百分の二百五十五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十一・五以上百分の二百五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十五・五以上百分の二百四十五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十以上百分の百二十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十一以上百分の百四十五・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十以上百分の百二十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十一以上百分の百四十五・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員

（二の人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十八・五）、十二月に支給する場合には百分の百三・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十三・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百九以下）、十二月に支給する場合には百分の九十五以

（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十八・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百九以下）

下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三十五・五以上百分の二百十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十二・五以上百分の二百八十二以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十・五以上百分の二百二十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の二百九十二以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百三十五・五以上百分の二百十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十二・五以上百分の二百八十二以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百十四・五以上百分の百三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十四・五以上百分の百八十二・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の九十三・五（特定管理職員にあつては、百分の百八・五）、十二月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十四・五以上百分の百三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十四・五以上百分の百八十二・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の九十三・五（特定管理職員にあつては、百分の百八・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十五以下（特定管理職員にあつては、百分の九十九以下）、十二月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十二・五以上百分の二百十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十五以下（特定管理職員にあつては、百分の九十九以下）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十二・五以上百分の二百十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警

制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官（以下このイにおいて「事務次官等」という。）にあつては、百分の百五）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の二百十五以下（事務次官等にあつては、百分の百七・五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する

察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、百分の百五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の九十九

場合には百分の九十九、十二月に支給する場合には百分の百一・五	
ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十・五以下、十二月に支給する場合には百分の九十三以下	ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十・五以下
2～5　（略）	2～5　（略）
第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長	第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長

は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の五十・二五以上（特定管理職員にあつて

は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十・二五以

は、百分の六十・二五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十六・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）、十二月に支給する場合には百

上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十六・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）

分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）	ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四〇の規定は、令和六年四月一日から適用する。

給実甲第１３３２号

令和6年１２月２５日

（各府省事務次官
各外局の長）　殿

人事院事務総長

給実甲第２２０号の一部改正について（通知）

給実甲第２２０号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和６年４月１日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
40　各庁の長は、規則第１３条第１項及び第１３条の２第１項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるもの	40　各庁の長は、規則第１３条第１項及び第１３条の２第１項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるもの

とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。	とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。
一　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額	一　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
⑴　特定管理職員以外の職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第２項第１号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額	⑴　特定管理職員以外の職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第２項第１号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）

⑵　特定管理職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第２項第１号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５を乗じて得た額の総額	⑵　特定管理職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第２項第１号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に１００分の１２２．５を乗じて得た額の総額
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
二　定年前再任用短時間勤務職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額	二　定年前再任用短時間勤務職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
⑴　特定管理職員以外の職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００	⑴　特定管理職員以外の職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の４８．７５を乗じて得た額の総額

分の５１．２５を乗じて得た額の総額	
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
⑵　特定管理職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５８．７５、１２月に支給する場合には１００分の６１．２５を乗じて得た額の総額	⑵　特定管理職員　次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の５８．７５を乗じて得た額の総額
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
41　各庁の長は、規則第１３条第１項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定め	41　各庁の長は、規則第１３条第１項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第１９条の７第１項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著し

るものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。	く少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

以　　上

【公印・契印（省略）】

閣人人第８９４号
給３―１３７
令和６年１２月２５日

各府省等人事担当課長　殿

内閣官房内閣人事局内閣参事官（給与担当）
人事院事務総局給与局給与第三課長

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）

第 216 回国会において成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第 72 号）は、常勤職員について、人事院勧告どおり俸給月額等を本年４月に遡及して改定し、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げることとしておりますので、各府省等におかれましては、遺漏なく実施していただきますようお願いします。

また、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 22 条第２項に規定する非常勤職員の給与については、下記のとおり運用していただくよう、併せてお願いします。

記

各府省等におかれましては、非常勤職員の給与改定等につき、以下を踏まえ、遺漏なく実施していただきますようお願いします。なお、対応状況については後日お聞かせいただく予定である旨申し添えます。

・「一般職の職員の給与に関する法律第22条第２項の非常勤職員に対する給与について」（平成 20 年８月 26 日給実甲第 1064 号。令和５年３月 22 日最終改正）第３項に基づき、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する期末手当及び勤勉手当に相当する給与については、「常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給する」こと

・　給実甲第 1064 号第４項に基づき、及び「国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて」（平成 29 年５月 24 日人事管理運営協議会幹事会申合せ。令和５年３月 22 日最終改正）３を踏まえ、常勤職員について本年４月に遡及して支給する給与に相当する非常勤職員の給与については、非常勤職員の任期、勤務形態等を考慮の上、本年４月に遡及改定して支給することにより、非常勤職員の適切な処遇を確保すること

以　　上

事　務　連　絡
令和６年１２月２５日

各府省給与担当課長補佐　殿

人事院事務総局給与局
給与第三課長補佐（手当第一班）

人事院規則９―６（俸給の調整額）の調整基本額について

人事院規則９―６（俸給の調整額）第１条第４項及び第２条において、調整基本額については、その額が俸給月額の１００分の４．５を超えるときは、俸給月額の１００分の４．５に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするとされておりますが、令和６年４月１日以降、調整基本額で俸給月額の１００分の４．５を超えるものはありませんので、念のためご連絡いたします。

以　上

給与法改正に伴う委員、顧問、参与等の手当額の改定

区分	職名	改正前の手当額	改正後の手当額 ＜R6.4.1遡及適用＞
特Ａ	会長等	34,300円	34,700円
	委員等	30,800円	31,100円
Ａ	会長等	28,900円	29,200円
	委員等	26,500円	26,800円
特Ｂ	会長等	24,500円	24,800円
	委員等	22,400円	22,600円
Ｂ	会長等	22,800円	23,100円
	委員等	19,700円	19,900円
Ｃ	会長等	20,600円	20,800円
	委員等	17,800円	18,000円

（注）特Ａ区分、Ａ区分の手当額は、給与法第22条第１項による人事院の承認が必要となる額。

給与法改正に伴う初任給調整手当の改定額一覧

（※）給与法附則第8項の適用を受ける職員に適用

	別表第１																		別表第２（※）		
年	１　種			２　種			３　種			４　種			５　種			医系技官等			医系技官等		
数	現行(円)	改定後(円)	改定額	現行(円)	改定後(円)	改定額	現行(円)	改定後(円)	改定額	現行(円)	改定後(円)	改定額	現行(円)	改定後(円)	改定額	現行(円)	改定後(円)	改定額	現行(円)	改定後(円)	改定額
1	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	51,100	51,600	500	35,800	36,100	300
2	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	51,100	51,600	500	35,800	36,100	300
3	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	51,100	51,600	500	35,800	36,100	300
4	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	51,100	51,600	500	35,800	36,100	300
5	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	51,100	51,600	500	35,800	36,100	300
6	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	51,100	51,600	500	35,800	36,100	300
7	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	49,300	49,800	500	34,500	34,900	400
8	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	47,500	48,000	500	33,300	33,600	300
9	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	45,700	46,200	500	32,000	32,300	300
10	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	43,900	44,400	500	30,700	31,100	400
11	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	42,100	42,600	500	29,500	29,800	300
12	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	40,300	40,800	500	28,200	28,600	400
13	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	38,500	39,000	500	27,000	27,300	300
14	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	36,700	37,200	500	25,700	26,000	300
15	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	35,300	35,800	500	24,700	25,100	400
16	415,600	416,600	1,000	369,500	370,400	900	309,200	310,000	800	251,700	252,400	700	185,000	185,500	500	33,900	34,400	500	23,700	24,100	400
17	411,200	412,200	1,000	365,500	366,400	900	305,900	306,700	800	249,100	249,800	700	183,400	183,900	500	32,500	33,000	500	22,800	23,100	300
18	406,800	407,800	1,000	361,500	362,400	900	302,600	303,400	800	246,500	247,200	700	181,800	182,300	500	31,100	31,600	500	21,800	22,100	300
19	402,400	403,400	1,000	357,500	358,400	900	299,300	300,100	800	243,900	244,600	700	180,200	180,700	500	29,700	30,200	500	20,800	21,100	300
20	398,000	399,000	1,000	353,500	354,400	900	296,000	296,800	800	241,300	242,000	700	178,600	179,100	500	28,300	28,800	500	19,800	20,200	400
21	393,600	394,600	1,000	349,500	350,400	900	292,700	293,500	800	238,700	239,400	700	177,000	177,500	500	26,900	27,400	500	18,800	19,200	400
22	375,700	378,600	2,900	333,800	336,400	2,600	279,700	281,500	1,800	227,300	228,700	1,400	168,500	169,500	1,000	26,300	26,800	500	18,400	18,800	400
23	355,900	360,100	4,200	316,600	320,400	3,800	265,700	268,000	2,300	215,400	217,200	1,800	158,700	160,400	1,700	25,700	26,200	500	18,000	18,300	300
24	336,600	341,100	4,500	299,900	303,900	4,000	252,200	254,500	2,300	203,400	205,700	2,300	149,600	151,300	1,700	24,700	25,200	500	17,300	17,600	300
25	317,200	322,100	4,900	283,000	287,400	4,400	238,300	241,000	2,700	191,600	194,200	2,600	139,900	142,100	2,200	24,100	24,600	500	16,900	17,200	300
26	297,700	302,600	4,900	266,100	270,900	4,800	224,600	227,500	2,900	179,800	182,700	2,900	130,700	132,900	2,200	23,500	24,000	500	16,500	16,800	300
27	275,000	281,600	6,600	245,300	251,400	6,100	207,000	210,500	3,500	165,400	168,700	3,300	119,700	122,600	2,900	22,900	23,400	500	16,000	16,400	400
28	252,800	260,600	7,800	224,900	231,900	7,000	189,900	193,500	3,600	151,100	154,700	3,600	109,300	112,300	3,000	22,300	22,800	500	15,600	16,000	400
29	230,400	239,600	9,200	204,500	212,400	7,900	172,600	176,500	3,900	136,800	140,700	3,900	99,000	102,000	3,000	21,500	22,000	500	15,100	15,400	300
30	207,600	217,600	10,000	183,700	192,900	9,200	155,000	159,500	4,500	122,500	126,400	3,900	88,000	91,600	3,600	21,200	21,700	500	14,800	15,200	400
31	182,800	195,600	12,800	161,800	172,400	10,600	137,000	142,000	5,000	107,500	111,900	4,400	77,400	81,200	3,800	20,800	21,300	500	14,600	14,900	300
32	157,900	173,600	15,700	139,900	151,900	12,000	118,700	124,500	5,800	92,700	97,400	4,700	66,300	70,800	4,500	20,200	20,700	500	14,100	14,500	400
33	133,300	150,600	17,300	118,200	131,400	13,200	100,800	107,000	6,200	77,500	82,200	4,700	55,900	60,400	4,500	19,300	19,800	500	13,500	13,900	400
34	97,500	127,600	30,100	88,200	109,900	21,700	76,200	87,000	10,800	59,500	64,200	4,700	42,700	47,400	4,700	18,400	18,900	500	12,900	13,200	300
35	62,200	104,600	42,400	58,400	88,400	30,000	51,900	67,000	15,100	41,100	46,200	5,100	29,500	34,400	4,900	17,700	18,200	500	12,400	12,700	300

期末手当及び勤勉手当の期別支給月数

【一般職員】

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改正前	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25	2.45	2.05	4.5
改正後 （令和6年度）	1.225	1.025	2.25	1.275 ＋ 0.05	1.075 ＋ 0.05	2.35 ＋ 0.1	2.5 ＋ 0.05	2.1 ＋ 0.05	4.6 ＋ 0.1
改正後 （令和7年度以降）	1.25 ＋ 0.025	1.05 ＋ 0.025	2.3 ＋ 0.05	1.25 ＋ 0.025	1.05 ＋ 0.025	2.3 ＋ 0.05	2.5 ＋ 0.05	2.1 ＋ 0.05	4.6 ＋ 0.1

【特定管理職員】

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改正前	1.025	1.225	2.25	1.025	1.225	2.25	2.05	2.45	4.5
改正後 （令和6年度）	1.025	1.225	2.25	1.075 ＋ 0.05	1.275 ＋ 0.05	2.35 ＋ 0.1	2.1 ＋ 0.05	2.5 ＋ 0.05	4.6 ＋ 0.1
改正後 （令和7年度以降）	1.05 ＋ 0.025	1.25 ＋ 0.025	2.3 ＋ 0.05	1.05 ＋ 0.025	1.25 ＋ 0.025	2.3 ＋ 0.05	2.1 ＋ 0.05	2.5 ＋ 0.05	4.6 ＋ 0.1

【指定職職員】

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改正前	0.65	1.05	1.7	0.65	1.05	1.7	1.3	2.1	3.4
改正後 （令和6年度）	0.65	1.05	1.7	0.675 ＋ 0.025	1.075 ＋ 0.025	1.75 ＋ 0.05	1.325 ＋ 0.025	2.125 ＋ 0.025	3.45 ＋ 0.05
改正後 （令和7年度以降）	0.6625 ＋ 0.0125	1.0625 ＋ 0.0125	1.725 ＋ 0.025	0.6625 ＋ 0.0125	1.0625 ＋ 0.0125	1.725 ＋ 0.025	1.325 ＋ 0.025	2.125 ＋ 0.025	3.45 ＋ 0.05

【定年前再任用短時間勤務職員（一般職員）】

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改正前	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175	1.375	0.975	2.35
改正後 （令和6年度）	0.6875	0.4875	1.175	0.7125 ＋ 0.025	0.5125 ＋ 0.025	1.225 ＋ 0.05	1.4 ＋ 0.025	1.0 ＋ 0.025	2.4 ＋ 0.05
改正後 （令和7年度以降）	0.7 ＋ 0.0125	0.5 ＋ 0.0125	1.2 ＋ 0.025	0.7 ＋ 0.0125	0.5 ＋ 0.0125	1.2 ＋ 0.025	1.4 ＋ 0.025	1.0 ＋ 0.025	2.4 ＋ 0.05

※ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

【定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員）】

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改正前	0.5875	0.5875	1.175	0.5875	0.5875	1.175	1.175	1.175	2.35
改正後 （令和6年度）	0.5875	0.5875	1.175	0.6125 ＋ 0.025	0.6125 ＋ 0.025	1.225 ＋ 0.05	1.2 ＋ 0.025	1.2 ＋ 0.025	2.4 ＋ 0.05
改正後 （令和7年度以降）	0.6 ＋ 0.0125	0.6 ＋ 0.0125	1.2 ＋ 0.025	0.6 ＋ 0.0125	0.6 ＋ 0.0125	1.2 ＋ 0.025	1.2 ＋ 0.025	1.2 ＋ 0.025	2.4 ＋ 0.05

※ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

【任期付研究員】

	6月期	12月期	年間
	期末	期末	
改正前	1.7	1.7	3.4
改正後 （令和6年度）	1.7	1.75 ＋ 0.05	3.45 ＋ 0.05
改正後 （令和7年度以降）	1.725 ＋ 0.025	1.725 ＋ 0.025	3.45 ＋ 0.05

【特定任期付職員】

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改正前	1.7	－	1.7	1.7	－	1.7	3.4	－	3.4
改正後 （令和6年度）	1.7	－	1.7	1.75 ＋ 0.05	－	1.75 ＋ 0.05	3.45 ＋ 0.05	－	3.45 ＋ 0.05
改正後 （令和7年度以降）	0.95	0.875	1.825 ＋ 0.125	0.95	0.875	1.825 ＋ 0.125	1.9	1.75	3.65 ＋ 0.25

※ 令和7年度より特定任期付職員業績手当を廃止し、期末・勤勉手当に改編

勤勉手当に係る成績率

◯定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		専門スタッフ職職員以外						専門スタッフ職職員					
		一般職員			特定管理職員			1級の職員			2級以上の職員		
		R6.6期	R6.12期	R7.6期～	R6.6期	R6.12期	R7.6期～	R6.6期	R6.12期	R7.6期～	R6.6期	R6.12期	R7.6期～
特に優秀	(以下)	205 /100	215 /100	315 /100	245 /100	255 /100	375 /100	219 /100	229 /100	315 /100	282 /100	292 /100	375 /100
	(以上)	121.5 /100	126.5 /100	124 /100	145.5 /100	150.5 /100	148 /100	135.5 /100	140.5 /100	138 /100	182.5 /100	187.5 /100	185 /100
優秀	(未満)	121.5 /100	126.5 /100	124 /100	145.5 /100	150.5 /100	148 /100	135.5 /100	140.5 /100	138 /100	182.5 /100	187.5 /100	185 /100
	(以上)	110 /100	115 /100	112.5 /100	131 /100	136 /100	133.5 /100	114.5 /100	119.5 /100	117 /100	144.5 /100	149.5 /100	147 /100
平均月数		102.5 /100	107.5 /100	105 /100	122.5 /100	127.5 /100	125 /100	102.5 /100	107.5 /100	105 /100	122.5 /100	127.5 /100	125 /100
良好		98.5 /100	103.5 /100	101 /100	118.5 /100	123.5 /100	121 /100	93.5 /100	98.5 /100	96 /100	108.5 /100	113.5 /100	111 /100
良好でない	(以下)	90 /100	95 /100	92.5 /100	109 /100	114 /100	111.5 /100	85 /100	90 /100	87.5 /100	99 /100	104 /100	101.5 /100
矯正措置	(以下)	70 /100	70 /100	70 /100	90 /100	90 /100	90 /100	65 /100	65 /100	65 /100	80 /100	80 /100	80 /100
	(超)	60 /100	60 /100	60 /100	70 /100	70 /100	70 /100	55 /100	55 /100	55 /100	60 /100	60 /100	60 /100
戒告	(以下)	60 /100	60 /100	60 /100	70 /100	70 /100	70 /100	55 /100	55 /100	55 /100	60 /100	60 /100	60 /100
減給	(以下)	50 /100	50 /100	50 /100	50 /100	50 /100	50 /100	45 /100	45 /100	45 /100	40 /100	40 /100	40 /100
停職	(以下)	40 /100	40 /100	40 /100	30 /100	30 /100	30 /100	35 /100	35 /100	35 /100	20 /100	20 /100	20 /100

◯定年前再任用短時間勤務職員

		専門スタッフ職職員以外						専門スタッフ職職員					
		一般職員			特定管理職員			1級の職員			2級以上の職員		
		R6.6期	R6.12期	R7.6期～	R6.6期	R6.12期	R7.6期～	R6.6期	R6.12期	R7.6期～	R6.6期	R6.12期	R7.6期～
優秀	(以上)	50.25 /100	52.75 /100	51.5 /100	60.25 /100	62.75 /100	61.5 /100	53.25 /100	55.75 /100	54.5 /100	67.75 /100	70.25 /100	69 /100
平均月数		48.75 /100	51.25 /100	50 /100	58.75 /100	61.25 /100	60 /100	48.75 /100	51.25 /100	50 /100	58.75 /100	61.25 /100	60 /100
良好		46.75 /100	49.25 /100	48 /100	56.75 /100	59.25 /100	58 /100	44.75 /100	47.25 /100	46 /100	51.75 /100	54.25 /100	53 /100
良好でない	(以下)	44.75 /100	47.25 /100	46 /100	54.75 /100	57.25 /100	56 /100	42.75 /100	45.25 /100	44 /100	49.75 /100	52.25 /100	51 /100
矯正措置	(以下)	35 /100	35 /100	35 /100	45 /100	45 /100	45 /100	33 /100	33 /100	33 /100	40 /100	40 /100	40 /100
	(超)	30 /100	30 /100	30 /100	35 /100	35 /100	35 /100	28 /100	28 /100	28 /100	30 /100	30 /100	30 /100
戒告	(以下)	30 /100	30 /100	30 /100	35 /100	35 /100	35 /100	28 /100	28 /100	28 /100	30 /100	30 /100	30 /100
減給	(以下)	25 /100	25 /100	25 /100	25 /100	25 /100	25 /100	23 /100	23 /100	23 /100	20 /100	20 /100	20 /100
停職	(以下)	20 /100	20 /100	20 /100	15 /100	15 /100	15 /100	18 /100	18 /100	18 /100	10 /100	10 /100	10 /100

※ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

◯指定職職員

		R6.6期	R6.12期	R7.6期～
優秀	(以下)	210 /100	215 /100	212.5 /100
	(以上)	112.5 /100	115 /100	113.75 /100
事務次官等		105 /100	107.5 /100	106.25 /100
平均月数		105 /100	107.5 /100	106.25 /100
良好		99 /100	101.5 /100	100.25 /100
良好でない	(以下)	90.5 /100	93 /100	91.75 /100
矯正措置	(以下)	75 /100	75 /100	75 /100
	(超)	60 /100	60 /100	60 /100
戒告	(以下)	60 /100	60 /100	60 /100
減給	(以下)	40 /100	40 /100	40 /100
停職	(以下)	20 /100	20 /100	20 /100

◯特定任期付職員

		R7.6期～
優秀	(以下)	262.5 /100
	(以上)	87.5 /100
平均月数		87.5 /100
良好		77.5 /100
良好でない	(以下)	71 /100
矯正措置	(以下)	60 /100
	(超)	50 /100
戒告	(以下)	50 /100
減給	(以下)	40 /100
停職	(以下)	30 /100

※ 令和7年度より特定任期付職員業績手当を廃止し、
期末・勤勉手当に改編するため、新たに成績率を設定

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則一―四―三一

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～115　（略） 116　規則九―九九は、廃止する。（令和六年十二月二十五日施行）	1～115　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

給　２　－　１　３　８
令和６年１２月２５日

各府省給与担当課長　殿

人事院事務総局給与局給与第二課長

給与法等の改正に伴う差額の支給等について（通知）

今回の一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき令和６年４月１日（以下「適用日」という。）に遡及して支給される給与は、改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給することとなりますが、当該差額の支給等については、下記の点に留意の上、速やかに支給するようお取り計らいください。

記

１　今回の給与法等の改正により、俸給月額の改定、俸給の特別調整額の額の改定、初任給調整手当の額の改定、１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定並びに寒冷地手当の額の改定が適用日に遡って適用されることになるが、当該改定によるこれらの給与の差額のほか、当該改定に伴う俸給月額、俸給の特別調整額を基礎として算定される給与の差額（地域手当、超過勤務手当、期末手当等の差額）についても追給が必要となること。なお、俸給月額の改定が適用日に遡って適用されることによって給与法附則第１０項、第１２項又は第１３項の規定による俸給を再計算する必要があることに留意し、その算出に当たっては人事院規則９―１４８（給与法附則第１０項、第１２項又は第１３項の規定による俸給）の規定に従い適切に行うこと。

２　適用日以降に係る給与を減額された職員については、適用日以降における減額の対象時間数に応じて改正後の給与法等に基づき計算された額と既に減額された額との差額を精算すること。

３　適用日以降に離職（死亡を含む。）した職員及び俸給の支給義務者を異にして移動した職員の差額の支給に当たっても遺漏のないよう措置すること。

なお、俸給の支給義務者を異にして移動した職員の発令の日の前日までの分の差額は、移動前の俸給の支給義務者において支給し、その支給義務者に属する給与事務担当者は、改正後の給与法等による支給額の給与種目別内訳を速やかに移動後の俸給の支給義務者に属する給与事務担当者に通知すること。

４　差額の支給等における職員別給与簿及び基準給与簿の記入については、給実甲第５７６号（給与簿等の取扱いについて）第５の第２項の規定並びに職員別給与簿、諸手当の認定簿等の取扱いについて（通知）（平成２９年３月１０日給２－２９・給３－３０）別添１の２⑵カ及びキにより処理すること。

以　　上

令和6年4月1日以降に係る給与を減額された職員の俸給月額等が給与法等に基づき改定された場合の例

☆ 俸給月額の改定

行政職（一）2級9号俸 221,100 円 ⇒（増額改定） 行政職（一）2級9号俸 242,000 円

（仮定条件）
※減額される時間は2時間とする。
※扶養手当は支給されないものとする。
※地域手当(10%)が支給されるものとする。

《給与法改正前の減額計算》

1 減額の総額

（減額（総額）に際しての1時間当たりの額）

$$\frac{(221{,}100円 + 22{,}110円) \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1{,}448.39 円 \Rightarrow 1{,}448 円 （円未満四捨五入）$$

（減額の総額）

1,448円 × 2時間 ＝ 2,896 円 ------①

2 俸給に対応する額

（減額（俸給）に際しての1時間当たりの額）

$$\frac{221{,}100円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1{,}316.72 円 \Rightarrow 1{,}317 円 （円未満四捨五入）$$

（俸給の減額分）

1,317円 × 2時間 ＝ 2,634 円 ------②

《給与法改正後の減額計算》

1 減額の総額

（減額（総額）に際しての1時間当たりの額）

$$\frac{(242{,}000円 + 24{,}200円) \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1{,}585.31 円 \Rightarrow 1{,}585 円 （円未満四捨五入）$$

（減額の総額）

1,585円 × 2時間 ＝ 3,170 円 ------③

2 俸給に対応する額

（減額（俸給）に際しての1時間当たりの額）

$$\frac{242{,}000円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1{,}441.19 円 \Rightarrow 1{,}441 円 （円未満四捨五入）$$

（俸給の減額分）

1,441円 × 2時間 ＝ 2,882 円 ------④

《減額すべき額の差額の精算》

1 俸給に対応する額の差額

改正前の俸給の減額分 2,634 円 （②） － 改正後の俸給の減額分 2,882 円 （④） ＝ −248 ---------⑤

⇒ 俸給の追給時 **248** 円を差し引く

2 地域手当に対応する額の差額

減額の総額に係る差額 −俸給に対応する額の差額 = 地域手当に対応する額の差額

（減額の総額に係る差額 ）

改正前の減額の総額 2,896 円 （①） － 改正後の減額の総額 3,170 円 （③） ＝ −274 ---------⑥

（地域手当に係る減額すべき額の差額）

減額の総額に係る差額 −274 円 （⑥） － 俸給に係る減額すべき額の差額 −248 円 （⑤） ＝ −26

⇒ 地域手当の追給時 **26** 円を差し引く

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一　俸給表の改定

1　全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（法第一条の規定による改正後の別表第一から別表第十一まで関係）

2　指定職俸給表を除く俸給表について、号俸構成を改めるとともに、俸給月額を改定すること。（法第二条の規定による改正後の別表第一から別表第十まで関係）

二　諸手当の改定

1　初任給調整手当について、医療職俸給表㈠の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表㈠以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四第一項関係）

2　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあっては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の六十七・五）とすること。また、定年前

再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十一・二五（特定管理職員にあっては、百分の六十一・二五）とすること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

3　勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百七・五（特定管理職員にあっては百分の百二十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百七・五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十一・二五（特定管理職員にあっては、百分の六十一・二五）とすること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

4　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定すること。（第二十二条第一項関係）

5　職員の昇給について、海事職俸給表㈠六級以上である職員、医療職俸給表㈡七級以上である職員、医療職俸給表㈢六級以上である職員及び福祉職俸給表六級である職員について、その者の勤務成績が標準である場合の昇給の号俸数を三号俸とすること。また、行政職俸給表㈠八級以上である職員等について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととすること。（第八条第七項及

び第八項関係）

6　扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を一万三千円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事院規則で定めることとすること。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこと。（第十一条、第十一条の二、第十九条の八第一項及び第十九条の九関係）

7　地域手当について、級地の区分及び支給割合を見直すとともに、異動保障の支給期間を二年から三年に延長し、三年目については、支給割合を異動等の前の六割とすること。（第十一条の三第二項及び第十一条の七関係）

8　住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第十一条の十第一項関係）

9　通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を一箇月当たり十五万円とするとともに、新幹線鉄道等に係る特例について新たに俸給表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすること。また、橋等の特例を廃止すること。（第十二条第一項から第五項まで関係）

10　単身赴任手当について、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすること。

（第十二条の二第三項関係）

11　管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯及び支給対象職員を拡大するとともに、新たに平日深夜勤務の支給対象とする職員について、手当の額を定めること。（第十九条の三第一項から第三項まで関係）

12　期末手当について、支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあっては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の六十六・二五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の七十（特定管理職員にあっては、百分の六十）とすること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

13　勤勉手当について、支給割合を百分の百五（特定管理職員にあっては百分の百二十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百六・二五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の五十（特定管理職員にあっては、百分の六十）とすること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

14　定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとすること。（第十九条の八第三項関係）

第二　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

一　寒冷地手当の支給額を改定すること。（第二条関係）

二　定年前再任用短時間勤務職員に対して寒冷地手当を支給することとするとともに、官署指定の場合に課されている居住地に係る支給要件を撤廃すること。（第一条関係）

三　再任用自衛官及び定年前再任用短時間勤務隊員に対して寒冷地手当を支給することとすること。（第五条関係）

四　寒冷地手当の支給地域を見直すこと。（別表関係）

第三　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一　第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第六条第一項及び第二項関係）

二　期末手当の改定

1　十二月期の支給割合を百分の百七十五とすること。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

2　支給割合を百分の百七十二・五とすること。（法第六条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第四　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一　特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第七条第一項関係）

二　期末手当の改定

1　十二月期の支給割合を百分の百七十五とすること。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

2　支給割合を百分の九十五とすること。（法第八条の規定による改正後の第八条第二項関係）

三　特定任期付職員業績手当を廃止すること。（法第八条の規定による改正後の第七条第四項及び第五項関係）

四　特定任期付職員について、期末手当に加えて勤勉手当を支給すること。また、勤勉手当の支給割合を

百分の八十七・五とすること。（法第八条の規定による改正後の第八条関係）

第五　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正

一　暫定再任用職員について、地域手当の特例を適用するとともに、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとすること。（附則第七条第七項及び第十一項関係）

二　暫定再任用隊員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとすること。（附則第十二条第五項及び第九項関係）

第六　施行期日等

一　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の一の2及び二の5から14まで、第二の二から四まで、第三の二の2、第四の二の2、三及び四並びに第五は令和七年四月一日から施行し、第一の一の1及び二の1から4まで、第二の一、第三の一及び二の1並びに第四の一及び二の1は令和六年四月一日から適用すること。

二　その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。